

CONTENTS

商工会 ふくい

No.38
夏号
2013.08

【特集】

- P1 次世代を担う経営者を育成
- P2 中小企業等の健全な経営を守るための法律が成立
- P3 様々な課題解決のための支援施策をご利用ください
- P4 専門家を無料派遣
- P5 小規模事業者の新たな事業活動を支援
失業者の雇用につながる新規事業を支援
- P6 国・県補助事業の採択企業取り組み事例

【若手後継者】

- P7 河合昭宏さん(永平寺町)が最優秀賞を受賞!
商工会青年部主張発表大会
- 新谷真由美さん(おおい町)が最優秀賞を受賞!
商工会女性部主張発表大会

【税務支援】

- P8 事業承継税制が使いやすくなります
商業・サービス業の設備投資を応援する税制

【販路開拓支援】

- P9 平成25年度軽トラ市事業出店者募集中!
ふくいやる気ネットワークビジネスマッチングフェア2014

【労務・支援】

- P10 高齢者雇用安定助成金
0歳児育児休業応援企業奨励事業

【共済】

- P11 近畿府県商工貯蓄共済合同キャンペーン
休業補償共済・医療共済

【その他施策】

- P12 商工会推奨経理ソフト「ネットde帳簿」が新しくなりました!
平成25年度中小企業実態 基本調査
個人事業税(第1期分)の納期限は9月2日(月)

福井ふるさと百景
明鏡洞(高浜町)

商工会は行きます 聞きます 提案します
～会員満足向上運動～

発行所/福井県商工会連合会
〒910-0004 福井市宝永4-9-14
TEL(0776)23-3624 FAX(0776)25-2157
年4回(2・5・8・11月)1日発行

次世代を担う経営者を育成 ～県内4ヶ所で資金調達力向上研修会を開催～

福井県商工会青年部連合会では、次世代を担う経営者を対象に、資金調達力を向上するうえでの決算書の見方や、金融機関に対する自社の信用力を向上するためのポイントについて研修会を開催いたします。

第1部では株式会社みらい経営による「決算書の見方」、第2部では福井銀行担当者による「金融機関から見た良い会社、悪い会社のポイント」について学びます。

| ブロック名 | 会場 | 開催日 | 時間 |
|-----------|------------------|-------------------|---------------------|
| 高志・福井ブロック | 福井県商工会連合会 | 第1部：平成25年8月6日(火) | 午後6時30分 ～午後8時30分 |
| | | 第2部：平成25年9月5日(木) | |
| 嶺南ブロック | わかさ東商工会本所 | 第1部：平成25年8月20日(火) | |
| | | 第2部：平成25年9月18日(水) | |
| 坂井ブロック | 坂井市商工会本所 | 第1部：平成25年8月22日(木) | |
| | あわら市商工会本所 | 第2部：平成25年9月19日(木) | |
| 丹南ブロック | サンドーム福井 管理会議棟 | 第1部：平成25年8月27日(火) | |
| | | 第2部：平成25年9月25日(水) | |

※詳しくは、福井県商工会連合会までお問い合わせください。(TEL:0776-23-3658)
※青年部以外の方も受講できます。

中小企業等の健全な経営を守るための法律が成立しました 「消費税転嫁対策特別措置法」の成立！

平成25年6月5日に消費税転嫁対策特別措置法が成立しました。本法律により規制の対象となるのは、「平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について行われる転嫁拒否等の行為や転嫁を阻害する表示」です。

消費税転嫁対策特別措置法の5つのポイント

① 消費税の転嫁拒否等の行為が禁止されます！

| 禁止される行為 | 具体例 |
|-------------------------|--|
| 減額・買ったたき | 消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること |
| 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制 | 消費税の引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに自社商品を受け入れさせること |
| 税抜価格での交渉拒否 | 消費税抜価格（本体価格）で交渉したいという申出を拒否すること |
| 報復行為 | 公正取引委員会に知らせたことを理由に、取引数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な扱いをすること |

② 消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告を行うことが禁止されます！

- 例1 「消費税は当店が負担します」、「消費税は転嫁しません」など相手に消費税を転嫁していない旨の表示
- 例2 「消費税率上昇分値引きします」など相手が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの
- 例3 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」など消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって例2に準じるもの

③ 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められます！

| 〈総額表示の例〉 | 〈外税表示〉 | 〈税抜き価格の強調表示〉 |
|-----------------|------------|--------------|
| 108円（税込） | 100円（税抜） | |
| 108円（税抜価格100円） | → 100円+税 | 100円 |
| 108円（うち消費税額等8円） | 100円+8円（税） | （税込108円） |

※「外税表示」「税抜き価格の強調表示」は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められますので、来年4月1日の消費税率引き上げ日より前から、余裕をもって早めに準備に取り掛かることができます。また、適用期限は平成29年3月31日までとなります。

④ 中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や、表示方法を統一すること（表示カルテル）が認められます！

転嫁カルテルの例：事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税分上乗せすること
表示カルテルの例：税率引き上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」と並べて表示する方法を用いること

⑤ 国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備は国等が責任をもって行うこととなります！

◆その他、消費税率等に関する経過措置に注意しましょう！

消費税転嫁対策特別措置法では、消費者に誤認を与えたり、納入業者への買ったたきや競合する小売店の転嫁を阻害したりしないように、消費税に関連するような形で安売りの宣伝や広告を行うことを禁止しています。

消費税は製造、卸、小売りなどの各取引の段階で課税されますが、価格に転嫁されて最終的には消費者が負担します。一方、実際には各取引の段階で取引先との力関係等、様々な理由で消費税の転嫁ができないことがあります。納税義務者は事業者であるため、転嫁できなかった分は事業者の負担となり、経営に大きな影響を及ぼします。

その大きな影響を出来るだけ小さくして、健全な事業所経営を続けるためにも、是非、講習会・セミナー等にご参加ください。

様々な課題解決の為の支援施策をご利用ください 「消費税転嫁対策窓口相談事業」の活用

平成24年8月10日に消費税増税法案が成立したことにより、消費税率が平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%へ引き上げられる予定です。

事業を行う者にとって消費税が増税されることは、売上が今までと同じでも納税額が現在の1.6倍～2倍に増えることとなり、大きな影響を受けます。

その為に、県商工会連合会と各商工会では国の受託事業である「消費税転嫁対策窓口相談等事業」に取組み、講習会開催事業と窓口相談事業によって会員事業所の支援を行います。

① 講習会開催事業

消費税の価格転嫁が困難な事業者等の価格転嫁や国等の支援策に対する理解を深め、経営改善を図っていくため、県内商工会地域において、県商工会連合会が商工会と連携して事業者向け講習会を実施します。

各商工会では、会員事業所が消費税の増税に伴う対策を講じるお手伝いとして、消費税についての解説と今回の増税の概要やそれに伴い予想される影響について、また、増税時において最も重要となる増税分の価格転嫁対策についての具体策と、今まで以上の利益を上げるための経営改善についての具体的な対策のため、下記の具体例の様な様々な講習会・セミナーを開催いたします。

○講習会・セミナーの具体例

- ・税制改正の概要／講師：税理士
- ・経営革新にかかる補助金の活用策／講師：支援機関職員
- ・消費税増税をチャンスに変える／講師：ランチェスター関係コンサルタント
- ・記帳の効率化向上(ネットde記帳研修)／講師：支援機関職員
- ・経営革新塾／講師：経営革新コンサルタント
- ・商品開発・販路開拓セミナー／講師：販路開拓コンサルタント

◆今後、各商工会から消費税転嫁対策に関する講習会・セミナー等の開催のご案内が随時ありますので、お気軽にご参加ください。

② 窓口相談事業（専門家派遣）

各商工会では、会員事業所からの消費税転嫁に関する個別の経営相談に応じるため、相談窓口を開設しております。いつでもお気軽にご相談に応じると共に、高度で複雑なご相談に対しては、毎月商工会を巡回する外部コーディネーターの専門家と共にお話を伺ったり、より専門的な課題に対しては的確な専門家を派遣して相談に応じるなど、会員事業所の消費税転嫁のための経営改善活動に対しての具体的な助言を行い、経営のご支援を行います。

○派遣可能な専門家の具体例

- ・資金繰りに関する課題を解決するための相談：税理士
- ・取引先との交渉に関わる課題解決のための相談：弁護士
- ・新商品開発や経営計画策定などの課題解決のための相談：中小企業診断士
- ・商標登録や特許等知的財産に関する課題解決のための相談：弁理士
- ・商品付加価値向上のためのパッケージデザイン等に関する課題解決のための相談：デザイナー
- ・販路開拓に関する課題解決のための相談：販路開拓コンサルタントなど
- ・従業員教育、モチベーション向上に関する課題解決や組織変革のための課題解決のための相談：中小企業診断士または、経営コンサルタントなど

◆会員事業所が健全経営が維持できるようご支援いたしますので、積極的にご活用ください。

専門家を無料で派遣します！

中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（地域プラットフォーム）

【事業の概要・目的】

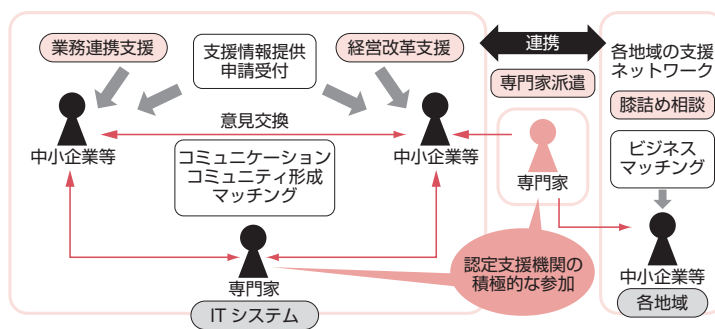
○中小企業・小規模事業者の内外環境の変化により、経営課題・経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しています。

○このような中小企業・小規模事業者の成長を後押しするため、各段階の経営課題・相談ニーズに応じたきめ細かく対応できる経営支援体制の再構築が必要となっています。

○そのため、100万以上の中小企業・小規模事業者や起業を目指す者と、1万以上の専門家等が参画し、時間・場所にとらわれずに自由に経営・起業に関する情報交換や相談等ができるITシステムを構築します。

○また、高度な経営分析等の支援を行う専門家の派遣を支援します。

○これらにより、中小企業・小規模事業者等の新たなビジネス創造や、経営改革等をサポートします。



経営・技術強化支援（エキスパート・バンク）事業

県下商工会地区の小規模事業者（商工業者）からの、高度な経営上の問題について専門家を派遣し、相談指導する制度です。

- ◆小規模事業者等の指導依頼に応じて、県商工会連合会及び商工会は、経営・技術強化支援事業に係る専門家選定要領に基づいて適切と認められる者を選定し、当該事業者に派遣して、当該事業者が必要としている技能等について具体的、実践的な指導を行います。

小規模事業者の新たな事業活動を支援します

小規模事業者活性化補助金

この補助金は、多様なニーズに着目した小規模事業者が、女性や若手の経営者・従業員の感性やアイデア等を生かした事業に取り組んでおり、これら小規模事業者の取組を促進するためのものです。本補助事業は、多様なニーズに着目した小規模事業者が行う、早期に市場取引を達成することが見込まれる新商品・新サービスの開発等に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者の活力を引き出すことを目的とします。

| | |
|-----------------|---|
| 【補助対象者】 | 本事業の補助対象者は、日本国内に所在する小規模事業者であることとします。 認定支援機関である金融機関等と協力して行う取り組みであることとします。 |
| 【補助対象事業】 | 下記のいずれかに該当する新事業活動であることとします。 (1)特定のニーズに対応した新商品の開発及び新サービスの提供等を行うもの (2)地域のニーズに対応した新商品の開発及び新サービスの提供等を行うもの |
| 【補助内容】 | ◎補助率：補助対象経費の3分の2以内 ◎補助上限額：200万円 |
| 【補助対象経費】 | 人件費、謝金、旅費、機械装置等費、借損料、原材料費 等 |
| 【公募期限】 | 8月16日（金）まで |

失業者の雇用につながる新規事業を支援します

福井県起業支援型地域雇用創造事業

本事業は、地域に根ざした起業等を支援し、安定的な地域の雇用の受け皿を創出するため、起業後10年以内の企業や新事業展開等にチャレンジする企業等を対象に、地域資源等を活用した起業・新事業展開等による人材確保・育成等、雇用拡大につながる事業を支援します。

| | |
|-----------------|--|
| 【補助対象事業】 | 提案事業の内容は、次に掲げる要件の全てを満たす必要があります。 ①雇用拡大につながる新たな事業（または実施している事業に工夫を凝らして拡充する事業）であること。 ②地域内にニーズがあり、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、地域に根ざした安定的な雇用が見込まれる事業であること。 ③建設・土木事業でないこと。 ④委託費の支給対象経費について、国・県・市町の他の助成金・補助金等を受けないこと。 |
| 【補助内容】 | ◎補助額：上限はありませんが、応募状況により金額を調整する場合があります。 |
| 【補助対象経費】 | 新規雇用者人件費、消耗品費、機械・機器のレンタル・リース料 等 |
| 【公募期限】 | 8月6日（火）まで |

国・県補助事業の採択企業取り組み事例

ネット通販店舗運営事業

| | |
|---------|--|
| 【支援商工会】 | あわらし商工会 |
| 【採択事業者】 | 株式会社ささはら |
| 【業種】 | 衣料品小売業 |
| 【内容】 | 同社は、平成17年にネット販売部門を立ち上げ、あわらし市におけるネット販売の先駆者的存在として、売上も順調に伸ばしてきた。今回、ネット販売に係るウェブサイトの拡充とともに、他社サイトの制作請負を行うことにより、事業実施に必要な人材を確保、育成する。 |

福井県起業支援型地域雇用創造事業

株式会社ささはら
SASA&すててこねっと (suteteko.net)
【Tel:0776-73-0213】

レディースファッションとインナーを店舗とネットでご提案します

ここがPOINT
すててこねっと
グンゼ
アツギ
福敷(フスク)
ヘインズ
チャルビオン
ワシオ
インナー
肌着
ストッキング

レディースファッションとインナーの「新スタイル提案のあるSHOPです。」「女性が羨まれるファッションを提案したい」という思いのもと、「ブランド・銀座」「109」「丸井」に出店しているアパレルメーカーの商品をショップスタイルでご提案いたします。

(URL : <http://www.shokokai.or.jp/18/182081S0486/index.htm>)

『越前そば「みだれぎり」新商品開発事業』

地域力活用市場獲得等支援事業 「新商品・新サービス開発支援事業」

| | |
|---------|--|
| 【支援商工会】 | 坂井市商工会 |
| 【採択事業者】 | 友吉製粉製麺 |
| 【業種】 | 製粉・製麺業 |
| 【内容】 | 同社は、昭和14年の創業以来、味にこだわり製粉、製麺技術を培ってきた。今回、手打ち麺の味や食感を追求するために限りなく手打ちに近い「越前そばみだれぎり」の商品開発を行うために、試作機の導入及び、商品化のためのデザイン開発に取り組む。 |

友吉製粉製麺【Tel:0776-72-0058】

味で好評の越前そば、職人のこだわり麺をご賞味ください。

ここがPOINT
越前そば
まめめ
うどん
ラーメン
生パスタ
福井名産 おろしそば
乾燥生麺
業務用
お取り寄せ
福井県坂井市

福井県坂井市で種づくりはじめの企業。
専門技術者の手で、自然の恵みと職人の技、心をこめて製造しております。
素材のよみと風味を生かし、心をこめて製造しております。

(URL : <http://www.shokokai.or.jp/18/183661S0228/>)

発酵主力商品(もろみ)の加工改善と醤油のOEMによる販路拡大事業

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

| | |
|---------|---|
| 【支援商工会】 | 高浜町商工会 |
| 【採択事業者】 | 千成屋 |
| 【業種】 | 食品製造業 |
| 【内容】 | 同社は、平成22年から「もろみ」で全国展開事業を実施しており、非加熱加工で酵母を生かし独特の風味を持った商品で大手百貨店、高級スーパーのバイヤーなどから高い評価を受けていた。今回、適切な熱処理をおこなう機械設備を導入し、もろみの常温流通を可能にした「こだわりのここのでしか味わえない」地域の発酵食品(醤油麹)として販路の大幅な拡大を図る。 |

千成屋醤油店 (Tel:0770-72-0146)

新感覚のご飯の友「食べる醤油のもろみ」千成屋醤油店

創業1902年の若狭で唯一の醤油職人。
専門技術者の手で、自然の恵みと職人の技、心をこめて製造しております。

〒919-2201 福井県大飯郡高浜町111-92
TEL:0770-72-0146 FAX:0770-72-1956
営業時間:9:00~18:00
定休日:日曜、祝日

販路拡大 しょうゆ/もろみ/全国展開/若狭/大飯郡高浜町/高浜町商工会

●醤油 醤油の味と食感、また自然の恵みと職人の技、心をこめて製造しております。素材のよみと風味を生かし、心をこめて製造しております。

●食べる醤油のもろみ 醤油の味と食感、また自然の恵みと職人の技、心をこめて製造しております。素材のよみと風味を生かし、心をこめて製造しております。

(URL : <http://www.shokokai.or.jp/18/184811S0094/index.htm>)

河合昭宏さん(永平寺町)が最優秀賞を受賞！ 商工会青年部主張発表県大会

商工会青年部主張発表大会が7月2日（火）にフェニックス・プラザにて開催されました。4ブロックから代表者1名が参加する中、高志・福井ブロック代表の河合昭宏さん（永平寺町商工会青年部）が見事最優秀賞に選ばれました。河合さんは、「青年部活動に参加して～仲間からもらったパワー～」をテーマに永平寺大 lantern 流しなどの青年部活動を通して、多くの人と接する中で自分自身が前向きに変わったことを発表しました。

また、優秀賞には坂井ブロックの松川秀仁さん（あわら市商工会青年部）が選ばれました。

最優秀賞の河合さんは、9月11～12日に兵庫県で開催される近畿ブロック大会に出場します。



（河合昭宏さん）

新谷真由美さん(おおい町)が最優秀賞を受賞！ 商工会女性部主張発表県大会

商工会女性部主張発表大会が6月21日（金）にサバエ・シティーホテルで開催され嶺南ブロック代表の新谷真由美さん（おおい町）が最優秀賞の福井県知事賞に選ばれました。

新谷さんは「女性部活動と地域振興・まちづくり～『おおいバーガー』でおおい町を元気に！！～」と題して、安くて庶民的なおいしい料理が注目を集める中、おおい町の特産や地元食材を生かした「おおいバーガー」作りの取り組みについて発表しました。

また、優秀賞の福井県商工会連合会長賞には、丹南ブロック代表の加藤恵さん(南越前町)が選ばれました。

最優秀賞の新谷さんは、9月4日～5日に奈良県で開催される近畿ブロック大会に県代表として出場します。



（新谷真由美さん）

事業承継税制が使いやすくなります

平成25年度税制改正で事業承継税制（非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度）が拡充され、中小企業の皆さまにご活用いただきやすくなります。

《事業承継税制とは》

中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続：80%分、贈与：100%分）制度です。

《改正のポイント》

①事前確認の廃止 ～手続の簡素化

制度利用の前に、経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり。 ➡ 平成25年4月～ 事前確認を受けていなくても制度利用が可能に。

②親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に

後継者は、現経営者の親族に限定。 ➡ 平成27年1月～ 親族外承継を対象化。

③雇用8割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。 ➡ 平成27年1月～※ 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。

④納税猶予打ち切りリスクの緩和 ～利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。 ➡ 平成27年1月～※ 利子税率の引下げ（現行2.1%→0.9%）。
➡ 平成27年1月～※ 承継5年超で、5年間の利子税を免除。

相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。 ➡ 平成27年1月～※ 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、一部免除。

⑤役員退任要件の緩和 ～現経営者の信用力を活用

現経営者は、贈与時に役員を退任。 ➡ 平成27年1月～※ 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。（有給役員として残留可）

⑥債務控除方式の変更 ～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を株式から控除するため、猶予税額が少なく算出。 ➡ 平成27年1月～ 現経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

商業・サービス業の設備投資を応援する税制ができました

平成25年度税制改正で商業・サービス業の設備投資を応援する税制が創設されました。

この制度を活用すれば設備を使い始めた年度の減価償却費を増やす（30%の特別償却）か、税額の控除（7%）を受けることができます。

《税制措置の対象》

青色申告書を提出する中小企業者等

《適用の要件》 以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ①経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること
- ②「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に、税制措置を受けようとする設備が記載されていること
- ③「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に記載された設備を実際に取得して、中小企業者等の営む商業、サービス業等の事業の用に供すること

平成25年度軽トラ市事業 出店者募集中!

～軽トラ市で新たな賑わいを創出～

| | |
|------------|--|
| 【事業概要】 | 地域小売業は、事業継続も危ぶまれる厳しい経営環境におかれていることから、地域の小規模事業者が新たな地域活性化として、事業展開プランを研究して取り組み、地域小売業者の経営改善を図ることを目的として、福井県商工会連合会では、参加事業所数を延べ80事業所募り、新たな賑わいの創出による地域活性化策としての軽トラ市を開催します。 |
| 【実施商工会】 | 福井北商工会 福井西商工会 |
| 【開催期日】 | 8月～11月、各商工会地区の特設会場にて開催 |
| 【出店資格】 | 実施商工会地区の商工業者、伝統産業及び地場産業者 など |
| 【出店品目】 | 野菜、果物、食品加工品、商工業用品、工芸品、各種団体のPRブース など |
| 【出店車両】 | 軽トラック、軽ワゴン など |
| 【出店参加費】 | 無し |
| 【出店申込・問合せ】 | 福井北商工会 TEL 0776-56-1610 福井西商工会 TEL 0776-98-5555 |

ふくいやる気ネットワーク ビジネスマッチングフェア2014

～平成26年1月に開催～

経営革新等に取り組んでいる「やる気のある企業」を対象に、企業同士のビジネス商談会の場を提供し、新たな事業活動や販路開拓を実現するための支援を行います。

また、第三者への譲渡・売却可能な経営資源（空き工場・未使用設備などの遊休資産）の希望調査を事前に行い、事業や資産を承継するためのマッチング商談会も併せて実施します。



《日程》

- 平成25年9月下旬・・・ふくいやる気ネットワーク参加企業を募集
- 平成26年1月下旬・・・ふくいやる気ネットワーク ビジネスマッチングフェア2014開催
 - ・福井、石川、富山、滋賀県などの企業とのマッチング商談
 - ・大都市圏スーパー、ギフト、通販等のバイヤーとのマッチング商談
 - ・自社商品、技術、ノウハウ、サービスなどのPR
 - ・専門家による経営相談

※ふくいやる気ネットワーク・・・経営革新等に取り組む企業の異業種交流グループ

高年齢者雇用安定助成金

高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高年齢者の活用促進のための機械設備の導入・雇用管理制度の整備等、雇用環境整備の措置（以下「活用促進措置」）を実施した事業主に対し、助成金を支給します。

<支給金額>

「活用促進措置」に要した費用の2分の1（中小企業は3分の2）

ただし、当該活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限とします（500万円を上限）。

高年齢者雇用安定助成金 高年齢者労働移動支援コース

高年齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者[※]の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対し、助成金を支給します。

※ 雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者

<支給金額>

雇入れ1人につき70万円（短時間労働者[※]を雇い入れる場合は1人につき40万円）

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

0歳児育児休業応援企業奨励事業

県では、仕事と家庭での子育ての両立を応援する職場づくりを進め、子どもが1歳になるまでの育児休業取得を促進する企業に奨励金を支給します。

◆内容

県内に本社を有し、常時雇用する労働者の数が100人以下の企業で、従業員の子どもが1歳になるまでの育児休業を取得し、復職した（過去3年間での実績がない）場合、企業に対し奨励金（20万円）を支給します。

◆申請方法

所定の申請書に必要事項を記載し、添付書類を添えて、県子ども家庭課子ども・子育て支援チームへ申請。

※ 詳細については、ホームページをご覧ください。下記までお問合せください。

ふくい育児休業奨励金

検索

お申込み・お問合せ先

福井県健康福祉部 子ども家庭課

☎：0776-20-0341

—商工貯蓄共済のお知らせ— 近畿府県商工貯蓄共済合同キャンペーン

商工貯蓄共済にご加入いただきますと、掛金月額10,000円加入毎に、5,000円相当の特産品をもれなくプレゼント致します。

特産品は近畿7府県の21商品と、東日本大震災復興支援として東北3県から3商品、全24品の中からお選びいただけます。福井県からは、若狭牛すき焼き肉、特選プリンとゼリーの詰め合わせ、梅酒セットが出品されております。その他にも近畿府県のブランド牛やハムソーセージの詰合せ、地酒や菓子、ケーキセットなど盛沢山な内容となっております。この機会に、是非ご加入をお願い致します。



若狭牛すき焼き肉



特選プリンとゼリーの詰め合わせ



梅酒セット

キャンペーン期間

平成25年8月26日(月)～12月20日(金)

(平成25年10月1日～平成26年1月1日契約始期)分が対象となります。

プレゼント商品発送

第1回 8月26日～10月25日募集分：平成25年12月末

第2回 10月26日～12月20日募集分：平成26年1月下旬

休業補償共済・医療共済 加入者には電話医療相談が無料で受けられます。

●ケガに対する補償

休業補償共済 (傷害総合保険)

★死亡・後遺障害 500万円 ★通院日額 3,000円
★入院日額 5,000円 ★個人賠償責任 5,000万円

●病気・ケガに対する補償

医療共済 (医療保険+傷害総合保険)

★入院日額(病気・ケガ) 3,000円 ★通院日額(ケガ) 1,500円
★入院された場合、一律5,000円の見舞金

サービスメニュー

- 1 **メディカルサポート**
 - 健康・医療相談 ●介護・育児相談
 - 専門医相談 ●医療機関情報提供
 - 公的給付相談 ●法律・税金相談 など
- 2 **メンタルヘルスサービス**
 - メンタルヘルス相談

※詳細は地元商工会又は県商工会連合会へ

商工会推奨経理ソフト『ネットde記帳』が新しくなりました！

会員の皆さんにご利用いただいております、経理ソフト『ネットde記帳』の入力補助機能と部門管理機能がパワーアップし、より使いやすくなりました。

「ネットde記帳とは」

ネットde記帳は、インターネットを利用したASPシステム※で、伝票入力や決算、各種申告書作成などが簡単に行える経理システムです。

※ASPシステムとは、インターネット回線を通じてソフトウェアが利用できるサービスのこと。パソコン1台ずつソフトをインストールする必要がないように、バージョンアップやデータのバックアップなどの作業も不要です。

「ネットde記帳はここが便利」

■どこでも使えてとっても便利！

インターネットが使えるパソコンがあれば、会社や自宅、外出先でも伝票入力や元帳や試算表などの確認ができます。

■わかるまで・できるまでしっかりサポート！

導入から申告まで商工会がしっかりサポートします。自分で記帳することが不安な方には、記帳指導のほか、商工会が代わって伝票入力や帳簿作成などを代行する、記帳代行サービスも利用できます。

■簡単操作で申告まで！ **パワーアップ**

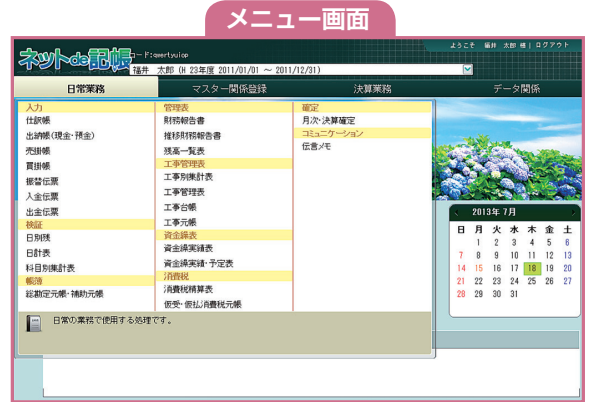
分かりやすい入力画面と入力補助機能により、決算書や所得税申告書、消費税申告書まで簡単に作成できます。

■データ管理・セキュリティも安心！

事業者ごとにパスワードで管理され、データ処理も暗号化。会社情報を万全のセキュリティで管理しています。パソコンの故障や災害などがあってもお客様の大切なデータが失われないようしっかり保管します。

■部門や事業別の管理ができる！ **パワーアップ**

製造業や建設業、個人は農業・不動産にも対応。また部門管理機能により複数の部門があっても大丈夫です。



平成25年度中小企業実態基本調査の協力依頼について

中小企業庁では、創業・新事業に挑戦する中小企業への支援、中心市街地活性化などの施策を企画・立案するため、無作為に選定された約11万社を対象に、「平成25年中小企業実態基本調査」を実施します。

調査対象に選定されたときには調査にご協力ください。

個人事業税(第1期分)の納期限は9月2日(月)です。事業主の方は忘れずに納付しましょう!!

口座振替をご活用ください！

個人事業税の納付には、便利で確実な『口座振替』も利用できます。詳しくは、最寄りの金融機関や福井県税務所(嶺南振興局税務部)へご相談ください。

コンビニ納税できます！

個人事業税を下記のコンビニエンスストアで納めることができます。これらのコンビニであれば、原則として24時間、**全国どこでも土曜・日曜・祝日も納付が可能**です。

【利用できるコンビニ】

- ローソン●ファミリーマート●サークルK●サンクス
- ミニストップ●セブンイレブン●コミュニティ・ストア
- デイリーヤマザキ●ポプラ●ヤマザキデイリーストア
- エブリワン●くらしハウス●ココストア●スリーエイト
- スリーエフ●生活彩家●セーブオン (順不同)



◆◆お問合せ先◆◆

福井県税務所
TEL: 0776 - 21 - 8272
嶺南振興局税務部
TEL: 0770 - 56 - 2223